

串間市の河川の状態

市では、市内15カ所まで河川の水質を測定しています。平成7年度から27年度までの主な年度のBOD(生物化学的酸素要求量・微生物が水中の有機物を分解するとき消費する酸素量とされ、この値が大きいほど水が汚れている)をグラフで紹介しています。平成27年度の数値では都井川がBOD2・5mg/lと、環境基準値(2mg/l)を上

美しい川を守り継ぎついで

市内15カ所にある河川の水質検査結果をお知らせします。身近な河川の状態を知り、わたしたちの手で美しい川を守り継ぎついでつぎまっしょう。

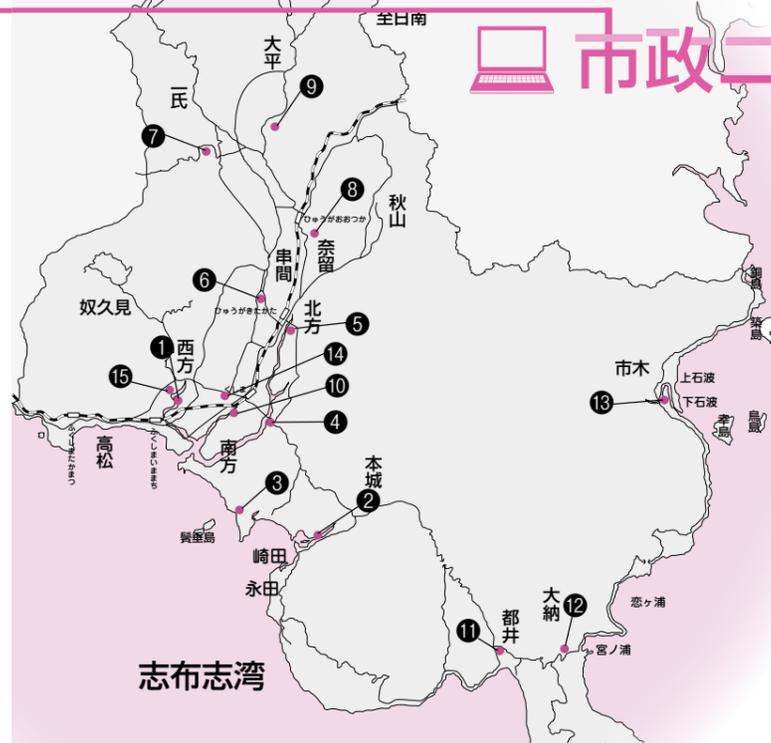
の処理が水質保全の要となります。

美しい川を守るためにわたしたちができること

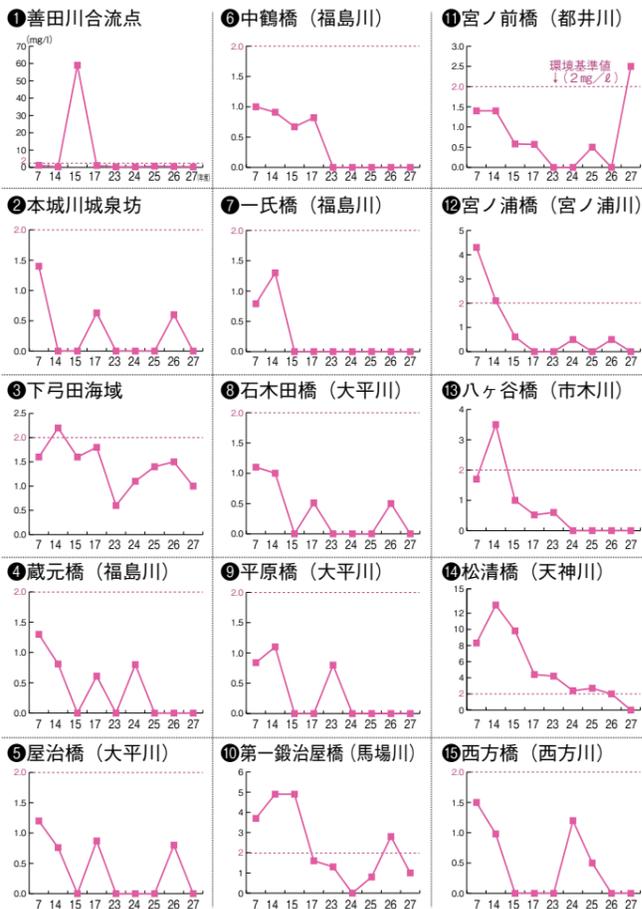
わたしたちができること
美しい川を守るためにわたしたちができることは、汚れた生活排水を川に流さないことです。

くみ取り処理や単独浄化槽処理から合併浄化槽処理への切り替え、または公共下水道・農集落排水への接続によって排水の汚れを8割以上カットすることができます。ほかに、油を流さないために皿やフライパンの油は紙で

拭き取ったり、米のとき汁を庭の花にかけるといった工夫をすることが河川の浄化につながります。皆さんのご協力をお願いいたします。
問い合わせ先 市民生活課 生活環境係 ☎内線253



グラフは基準値(BOD2mg/l)を表示するため、掲載されるものは調査地点によってはグラフの線の推移がわかりにくいものもあります。縦軸はBOD、横軸は年度です。※ただし、③下弓田の縦軸はCODになります。



※環境基準(県が目標と定める水質基準と水域)
●福島川上流一赤池滝より上流。BOD1mg/l以下。
●福島川下流一赤池滝より下流。福島川に流入する初田川、善田川および西方川を含む。BOD2mg/l以下。①④⑤⑦⑩⑬⑮
●大平川上流一末広橋より上流。BOD1mg/l以下。
●大平川下流一末広橋より福島川合流点まで。大平川下流に流入する奈留川および秋山川を含む。BOD2mg/l以下。②③⑥⑧⑨
●串間地先海域一下弓田海域付近。COD2mg/l以下。④
●②③④⑤については、目安としての基準を表示。
●②③④⑤については、目安としての基準を表示。
●③下弓田海域のみCOD(化学的酸素消費量)で表示。
●H25、26、27年度は工事の関係で採水。

市税を納期限までに納付ができない場合の猶予制度が改正されました

地方税法の改正にて、地方税法における猶予制度の見直しが行われました。これにより市税においても納税者の申請による新たな換価と徴収の猶予制度が平成28年4月1日から実施されます。

税金をその納期限までに納付していない場合、納付するまでの日数に応じて延滞金がかかるほか、督促状の送付を受けても納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。ただし、税金を一括して納付することが困難な理由がある場合には、一定の要件を満たしている場合は、税務課に申請することで、財産の換価(売却)や差押えなどが猶予される制度があります。

たは生活の維持を困難にする恐れがある」などの一定の要件に該当するときは
●その市税の納期限から6カ月以内に、市税務課に申請することにより、1年以内の期限に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

徴収の猶予

●すでに差押えを受けている財産の換価が猶予されます。
●差押えにより事業の継続や生活の維持が困難となる恐れがある場合、差押えが猶予される場合があります。
●換価の猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除

猶予を受けるための手続き

- ①換価の猶予申請書または徴収の猶予申請書
②財産収支状況書
③担保の提供に関する書類
④災害などの事実を証明する書類(徴収の猶予の場合)

担保の提供

- ①猶予する金額が100万円以下
②猶予期間が3カ月以内
③その他の特別な事情がある場合
猶予を受けることができる期間は1年の範囲内で、財産の状況に応じて、合理的に市税を完納することができると認められる期間に限り、なお、猶予を受けた市税は原則として猶予期間中に分割して納付する必要があります。市役所税務課係にお問い合わせください。
●問い合わせ先 串間市税務課 課収納係 ☎内線214・215・218